

同意書
レンタル規約

＜届出の義務＞

- (1) 契約時の届出事項(契約書記載事項・免許証等)に変更があった場合、契約者・保証人共に速やかに当社に届けて頂きます。
- (2) 届出なく当社からの連絡がとれなくなった場合、強制引き上げの対象となります。

＜料金規定＞

- (1) レンタカー料金は理由の如何に関わらず前納制です。
- (2) レンタカー料金のお支払方法は、現金もしくは銀行振込となります。(振込手数料は契約者負担となります。)
- (3) レンタカー料金は如何なる理由に関わらず御返金は致しかねます。
- (4) ご連絡無く、レンタカーの日数変更は認められません。
- (5) ご延長の際、更新日が土・日・祝祭日と重なる場合は、翌平日(PM 3:00)迄に入金が必要です。
- (6) 確認が出来ない場合、レンタカーを強制的に引き上げさせていただきます。

＜強制引き上げについて＞

- (1) 更新日の翌日までに入金を確認できない場合、強制引き上げの対象となります。
- (2) 強制引き上げの際、積載されている契約者の私物に対して、当社は如何なる抗議も受け付けません。
- (3) 契約者私物は引き上げから24時間は保管致します。
- (4) その後は荷物をまとめて7日間保管し、引き取りが無い場合は廃棄処分致します。
- (5) 強制引き上げに応じない場合・妨げる行為があった場合、盗難扱いとして警察に届けます。

＜事故・交通違反・保険・ロードサービス等について＞

- (1) 衝突・接触・盗難・震災等如何なる事故が発生した場合、速やかに警察に届けると共に、同時に当社にも報告して頂きます。
- (2) 道路交通法の違反(駐車、スピード違反等)をした場合、違反した本人は速やかに警察に出頭して頂きます。
- (3) 警察からの個人情報開示に協力致します。契約者にはご連絡致しません。
- (4) レンタカーによる事故で任意保険を適用した場合は、過失割合が0の場合以外は、事故の大小に関わらず、1事故免責額5万円を当社に速やかに納めて頂きます。
- (5) レンタカー車両破損については車両補償料を速やかに納めて頂きます。
車両補償料は自走して返却された場合は1事故補償額5万円、左記以外の場合は1事故補償額10万円となります。
※当て逃げ・飛び石等、契約者の責任ではない事故及び、認識していない事故で車両を損傷した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(5万円もしくは10万円)を速やかに納めて頂きます。
- (6) CDW(事故免責補償制度)に加入されている場合は、(4)、(5)の1事故免責額及び1事故補償額が免除されます。
※NOC(ノンオペレーションチャージ)及びレッカー料金については免除されませんのでご注意ください。
また同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません。)
※GDWについては貸渡契約者本人のみ適用となります。複数人が運転される場合は貸渡し契約時にCDW加入のお申込みが必要となります。
- (7) 任意保険は入金確認後に適用させていただきます。
- (8) 当社の車両トラブル対応は営業日の10:00~19:00に限り対応させていただきます。また、一定距離内(規定内)での車両トラブルはロードサービスを御利用できますが、ロードサービス適用範囲外については有料となります。また、さらにロードサービスの作業内容や出勤時間(深夜)によっては料金が追加されますので予めご了承ください。
- (9) 当社の緊急連絡先に連絡なく、契約者ご自身の判断でロードサービスおよびJAF等を手配された場合は、当社は一切の費用及び責任を負いません。
- (10) レンタルにおいて、始業点検(オイル量・ラジエーター水切れ・タイヤ空気圧によるバースト等)を怠る事によるエンジン損傷などは全額契約者負担となります。(時価額)車両のメーターパネル付近のランプ灯火及び、異音・異臭等あった場合は速やかに走行を停止し当社に連絡ください。
これを怠ったことによる事故発生の場合、修理代金は全額契約者負担となります。
- (11) 借受期間中に故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約を終了するものとします。その後の保証はございませんのでご了承ください。
- (12) 当社は、事故等を起こした場合、過失の有無にかかわらず、NOC(ノンオペレーションチャージ)を速やかに納めて頂きます。
またご契約者の責任において故障等によりレンタカーが使用できなくなった場合において自損事故扱いとなり、事故免責・補償額及びNOCの対象となります。NOCは自走して営業所に返却された場合は「3万円」、左記以外の場合は「5万円」となります。
(レッカー料金も規定料金を契約者に負担して頂きます。)
- (13) ベットの乗車は禁止致します。発覚した場合、清掃料金として3万円頂きます。
- (14) 借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代3,000円+配送料金が別途かかります。
- (15) ガソリンは満タンの状態での返却をお願い致します。満タンでは無い場合、その場で現金にてお支払頂きます。(当社規定による金額)
- (16) 契約者及び関係者の仕事上・精神的なトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。
- (17) 契約者及び関係者のトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。
- (18) その他契約者の個人的なトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。

＜個人情報の取扱いについて＞

1.個人情報の利用目的

当社が借受人又は渡証を作成する等、事運転者の個人情報を取得し、利用する目的は道路交通法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡許可の条件として義務付けられている事項を遂行するためとします。その他、利用目的については貸渡約款に準ずるものとします。

2.個人情報の第三者提供について

当社が借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供し、利用する目的は次のとおりです。

1. 借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムにて7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合 (2) 当社に対して貸渡約款第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合 (3) 貸渡約款第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

2. 借受人又は運転者が家康くんレンタカー一員に登録されている場合は、会員情報に登録されている個人情報及び貸渡契約情報を下記に示した範囲に提供し、利用する目的は次の通りです。

(1) 提供先: 家康くんレンタカー本部、家康くんレンタカー加盟店及び加盟法人 (2) 提供内容: 家康くんレンタカー本部及び加盟店での利用履歴、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び運転者の氏名・住所などの個人情報。 (3) 利用目的: 貸渡契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備

3.個人情報の開示等について

収集した個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、すみやかに対応します。

家康くんレンタカー一殿

私は、このレンタル規約に同意し、厳守することを約束致します。

作成日 平成 年 月 日

氏名 _____ (印)

<届出の義務>

- (3) 契約時の届出事項(契約書記載事項・免許証等)に変更があった場合、契約者・保証人共に速やかに当社に届けて頂きます。
- (4) 届出なく当社からの連絡がとれなくなった場合、強制引き上げの対象となります。

<料金規定>

- (1) レンタカー料金は理由の如何に関わらず前納制です。
- (2) レンタカー料金のお支払方法は、現金もしくは銀行振込となります。(振込手数料は契約者負担となります。)
- (3) レンタカー料金は如何なる理由に関わらず御返金は致しかねます。
- (4) ご連絡無く、レンタカーの日数変更は認められません。
- (5) ご延長の際、更新日が土・日・祝祭日と重なる場合は、翌平日(PM 3:00)迄に入金が必要です。
- (6) 確認が出来ない場合、レンタカーを強制的に引き上げさせていただきます。

<強制引き上げについて>

- (1) 更新日の翌日までに入金を確認できない場合、強制引き上げの対象となります。
- (2) 強制引き上げの際、積載されている契約者の私物に対して、当社は如何なる抗議も受け付けません。
- (3) 契約者私物は引き上げから24時間は保管致します。
- (4) その後は荷物をまとめて7日間保管し、引き取りが無い場合は廃棄処分致します。
- (5) 強制引き上げに応じない場合・妨げる行為があった場合、盗難扱いとして警察に届けます。

<事故・交通違反・保険・ロードサービス等について>

- (1) 衝突・接触・盗難・震災等如何なる事故が発生した場合、速やかに警察に届けると共に、同時に当社にも報告して頂きます。
- (2) 道路交通法の違反(駐車、スピード違反等)をした場合、違反した本人は速やかに警察に出頭して頂きます。
- (3) 警察からの個人情報開示に協力致します。契約者にはご連絡致しません。
- (4) レンタカーによる事故で任意保険を適用した場合は、過失割合が0の場合以外は、事故の大小に関わらず、1事故免責額5万円を当社に速やかに納めて頂きます。
- (5) レンタカー車両破損については車両補償料を速やかに納めて頂きます。
車両補償料は自走して返却された場合は1事故補償額5万円、左記以外の場合は1事故補償額10万円となります。
※当て逃げ・飛び石等、契約者の責任ではない事故及び、認識していない事故で車両を損傷した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(5万円もしくは10万円)を速やかに納めて頂きます。
- (6) CDW(事故免責補償制度)に加入されている場合は、(4)、(5)の1事故免責額及び1事故補償額が免除されます。
※NOC(ノンオペレーションチャージ)及びレッカー料金については免除されませんのでご注意ください。
また同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません。)
※GDWについては貸渡契約者本人のみ適用となります。複数人が運転される場合は貸渡し契約時にCDW加入のお申込みが必要となります。
- (7) 任意保険は入金確認後に適用させていただきます。
- (8) 当社の車両トラブル対応は営業日の10:00~19:00に限り対応させていただきます。また、一定距離内(規定内)での車両トラブルはロードサービスを御利用できますが、ロードサービス適応範囲外については有料となります。また、さらにロードサービスの作業内容や出勤時間(深夜)によっては料金が追加されますので予めご了承ください。
- (9) 当社の緊急連絡先に連絡なく、契約者ご自身の判断でロードサービスおよびJAF等を手配された場合は、当社は一切の費用及び責任を負いません。
- (10) レンタルにおいて、始業点検(オイル量・ラジエーター水切れ・タイヤ空気圧によるバースト等)を怠る事によるエンジン損傷などは全額契約者負担となります。(時価額)車両のメーターパネル付近のランプ灯火及び、異音・異臭等あった場合は速やかに走行を停止し当社に連絡ください。
これを怠ったことによる事故発生の場合、修理代金は全額契約者負担となります。
- (11) 借受期間中に故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約を終了するものとします。その後の保証はございませんのでご了承ください。
- (12) 当社は、事故等を起こした場合、過失の有無にかかわらず、NOC(ノンオペレーションチャージ)を速やかに納めて頂きます。
またご契約者の責任において故障等によりレンタカーが使用できなくなった場合においても自損事故扱いとなり、事故免責・補償額及びNOCの対象となります。NOCは自走して営業所に返却された場合は「3万円」、左記以外の場合は「5万円」となります。
(レッカー料金も規定料金を契約者に負担して頂きます。)
- (13) ベットの乗車は禁止致します。発覚した場合、清掃料金として3万円頂きます。
- (14) 借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代3,000円+配送料金が別途かかります。
- (15) ガソリンは満タンの状態での返却をお願い致します。満タンでは無い場合、その場で現金にてお支払頂きます。(当社規定による金額)
- (16) 契約者及び関係者の仕事上・精神的なトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。
- (17) 契約者及び関係者のトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。
- (18) その他契約者の個人的なトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いません。

<個人情報の取扱いについて>**1.個人情報の利用目的**

当社が借受人又は渡証を作成する等、事運転者の個人情報を取得し、利用する目的は道路交通法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡許可の条件として義務付けられている事項を遂行するためとします。その他、利用目的については貸渡約款に準ずるものとします。

2.個人情報の第三者提供について

当社が借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供し、利用する目的は次のとおりです。

1. 借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムにて7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合 (2) 当社に対して貸渡約款第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合 (3) 貸渡約款第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

2. 借受人又は運転者が家康くんレンタカー一員に登録されている場合は、会員情報に登録されている個人情報及び貸渡契約情報を下記に示した範囲に提供し、利用する目的は次の通りです。

(1) 提供先: 家康くんレンタカー本部、家康くんレンタカー加盟店及び加盟法人 (2) 提供内容: 家康くんレンタカー本部及び加盟店での利用履歴、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び運転者の氏名・住所などの個人情報。 (3) 利用目的: 貸渡契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備

3.個人情報の開示等について

収集した個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、すみやかに対応します。

家康くんレンタカー一殿

私は、このレンタル規約に同意し、厳守することを約束致します。

作成日 平成 年 月 日

氏名

Ⓔ